

消防の動き



特報

- 「令和5年度 消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について
- 消防予第120号「消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」等の概要
- 「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会報告書」の概要について



巻頭言 変化を恐れず挑戦・創造しつづける堺（堺市消防局長 西尾 学）

Report

令和5年中の危険物に係る事故の概要	13
令和5年（1月～12月）における火災の状況（概数値）	15
定年引上げに伴う消防本部の課題と留意点について	16

Topics

第8回予防業務優良事例表彰式の開催	20
令和6年度全国防災・危機管理トップセミナー	21
映画とタイアップした熱中症予防啓発ポスターの作成	23
令和6年能登半島地震に係る防災功労者消防庁長官表彰式の開催	24

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の出動に係る総務大臣感謝状贈呈及び消防庁長官賞状等授与	25
------------------------------------	----

消防通信～望楼

埼玉県南西部消防局（埼玉県）／小山市消防本部（栃木県）	
松本広域消防局（長野県）／尼崎市消防局（兵庫県）	30

消防大学校だより

新任消防長・学校長科における教育訓練	31
令和6年度 消防大学校 客員教授について	32

報道発表

最近の報道発表（令和6年5月21日～令和6年6月20日）	33
------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和6年5月21日～令和6年6月20日）	34
広報テーマ（7月・8月）	34

お知らせ

火遊び・花火による火災の防止 ～ルールを守って楽しい花火～	35
台風に対する備え	36
住民自らによる災害の備え	38



■ 表紙
本号掲載記事より

変化を恐れず 挑戦・創造しつづける堺



堺市消防局長 西 尾 学

まず、はじめに令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に深く哀悼の意を表します。

当消防局は、令和6年4月1日現在、管内総人口92万2,454人、職員数1,078名の組織体制であり、特別高度救助隊（愛称：フェニックスレスキュー）やドクターカー運用の特別救急隊（愛称：フェニックスアンビュランス）を擁し、大阪府南部を代表する消防機関として、市民の安全安心を守っています。ここにその一部の取組をご紹介します。

①消防の連携・協力

消防の連携・協力の取組として、和泉市と消防指令業務の連携・協力を、令和6年12月の運用開始に向けて協議を進めています。

また、泉大津市と40m級はしご付消防自動車の連携・協力を令和6年4月に開始しました。

②救急需要への対応

高齢化の進行等により増加する救急需要に対応するため、令和5年10月に救急需要が特に多い平日の日中時間帯に活動する「日勤救急隊（本部機動救急隊）」を創設し、日勤救急隊が救急需要の多い地域に移動し対応することで、より迅速な救急対応に繋がっています。

③第76回全国消防長会総会等

初めて本市を開催地として、令和6年5月29日・30日の2日間で全国消防長会総会等を実施しました。

大阪府知事、総務省消防庁長官をはじめ、全国の消防長など総勢550名以上のご臨席を賜り、令和6年能登半島地震による教訓に基づいた震災等大規模災害対策の更なる重点的推進にかかる緊急要望書が議決されるなど、防火・防災、救急体制の一層の強化における消防の担う重責を感じるとともに、強靱でしなやかな社会基盤の実現に向けて思いを一つにすることが出来ました。

④民間活力等を活用した消防行政の推進

令和5年10月からトヨタ自動車とドライブレコーダーの映像を消防活動に活用する、共同実証実験を行っています。

災害地点付近を走行する車両のドライブレコーダーの映像を消防指令センターで閲覧し、災害現場の状況を詳細かつ正確に把握することで、より迅速で適切な消防活動を展開し、被害を最小限に抑え、更なる安全安心の確保につながればと考えています。

最後に

当消防局では、熱意を持って職務に取り組むことができる職場環境を構築するため、「ハラスメントの撲滅」を掲げ、さらに「検証」と「進展」を重要なテーマとして、あらゆる業務の必要性と目的、効果を検証し、必要に応じ進展させる意識の醸成を図っています。

また、「徹底した安全管理意識」と「DXを活用した業務の効率化」を強力に進めています。

市民の安全を守り、安心を与える第一線の防災機関として、職員一丸となり全力で職責を果たして参ります。

「令和5年度 消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、平成27年に開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の提言内容を踏まえ、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について（平成27年7月29日付け消防庁次長通知）」を発出し、全ての消防本部との共通目標として、「全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合を、令和8年度当初までに5%に引き上げることを掲げています。

また、昨年度には「女性消防吏員の活躍推進に向けた取組の更なる推進について（令和6年3月29日付け消防庁消防・救急課長通知）」を発出し、より一層の取組推進に向けた留意事項を示しています。

2 消防庁女性活躍ガイドブック

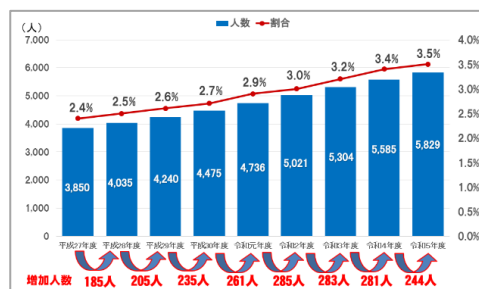
消防本部における参考となる取組事例を全国で共有し、様々な消防本部での女性消防吏員の活躍推進に向けた更なる取組に資することを目的として、「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、公表しています。平成29年度に初めて発行し、令和5年度で7回目となります。

具体的には、女性消防吏員の採用や女性消防吏員が働き続けやすい環境作りに関する事例のほか、平成30年度から実施している「女性消防吏員活躍推進モデル事業」において採択された、全国の消防本部における先進的な取組事例についても紹介しています。

3 女性消防吏員の数、割合等の現状（第3章関係）

令和5年4月1日現在、全国の722消防本部のうち628消防本部で5,829人の女性消防吏員が活躍しており、全消防吏員に占める女性の割合は3.5%となっています。

全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合は、平成27年以降、毎年0.1～0.2%ずつ増加傾向にあるものの、現在は「3.5%」であり、目標である「令和8年度当初までに5%」の達成に向けて、女性消防吏員の活躍に関する取組をより一層推進する必要があります。



<消防吏員に占める女性割合の推移>

4 消防本部における効果的な取組事例の紹介（第1章関係）

以下①～④の項目について、各消防本部の具体的な取組事例を紹介するとともに、⑤で若手女性消防吏員の生の声を紹介しています。（次頁参照）

- ① 女性消防吏員の採用拡大に向けた取組
- ② 女性専用施設・装備の改善
- ③ 適材適所を原則とした職域の拡大
- ④ ライフステージに応じた様々な配慮
- ⑤ 若手女性消防吏員の声

5 「女性消防吏員活躍推進モデル事業」の紹介（第2章関係）

女性消防吏員の更なる活躍推進に関する先進的な取組として令和5年度に採択された以下の4団体の事例を紹介しています。（次々頁参照）

- ① 京都市消防局（京都府）
- ② 西宮市消防局（兵庫県）
- ③ 松江市消防本部（島根県）
- ④ 松山市消防局（愛媛県）

6 おわりに

消防分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進することは重要課題です。引き続き、消防庁においても各消防本部が行う取組を支援していくため、SNS等を通じた消防業務の魅力の発信や、各種イベント等の開催による採用広報活動の強化等を行い、女性消防吏員の活躍推進に向けた取組を強化していきます。



◀ 過去のガイドブック一覧



◀ 令和5年度版

<ガイドブック掲載事例の紹介>

【消防本部における効果的な取組事例の紹介】

令和5年度版
ガイドブックはこちらから▶



① 女性消防吏員の採用拡大に向けた取組



女性向け職業説明会
郡山地方広域消防組合（福島県）

ケーブルテレビによるPR活動
姫路市消防局（兵庫県）

② 女性専用施設・装備の改善



女性専用施設の整備
大津市消防局（滋賀県）

女性用活動服の製作
高山市消防本部（岐阜県）

③ 適材適所を原則とした職域の拡大



消防救助技術指導会県内初の女性チーム出場
北アルプス広域消防本部（長野県）

女性消防吏員を緊急消防援助隊員として派遣
座間市消防本部（神奈川県）

④ ライフステージに応じた様々な配慮



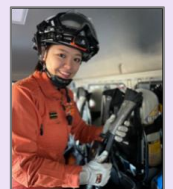
産前・産後・育児
サポートプログラムの作成
磐田市消防本部（静岡県）

育児休業等取得者支援
プログラムの策定
東部消防組合消防本部（沖縄県）

⑤ 若手女性消防吏員の声



姫路市消防局（兵庫県）
令和4年度採用 消防士



磐田市消防本部（静岡県）
令和3年度採用 消防士



北アルプス広域消防本部（長野県）
令和5年度採用 消防士



令和5年度版
ガイドブックはこちらから ▶

【「女性消防吏員活躍推進モデル事業」の紹介】

女性消防吏員の活躍推進を通じた消防力の充実強化に向け、全国の消防本部にとって参考となる先進事例を構築し、取組の横展開を図っていくことを目的に、国の委託事業としてモデル事業を実施しています。

《委託団体》 都道府県、市町村（特別区及び一部消防事務組合を含む。）及び消防学校

《委託費》 1団体 20万円～200万円

《委託内容》 消防分野における女性消防吏員の活躍をより積極的に推進することを目指す事業

《応募方法》

例年、消防庁が発出している「消防本部における女性消防吏員活躍推進モデル事業の委託に関する提案募集について」（消防・救急課長通知）をご確認ください。

※今年度の募集は終了しております。

メタバースを用いた消防署見学及び業務説明会

京都市消防局（京都府）



【事業概要】

若い世代のニーズに合わせて、新しい手法で「京都消防」の魅力を伝えるため、メタバースを用いたデジタル空間の消防署「バーチャル京都消防」を開設



阪神タイガースとコラボしたPR動画の制作及び放映

西宮市消防局（兵庫県）



【事業概要】

西宮市を本拠地とするプロ野球球団阪神タイガース（トラックー）と当市女性消防職員がタイアップしたPR動画を制作し、映画館で放映するとともに、SNS等で動画を公開



日本航空株式会社とタイアップした研修

松江市消防本部（島根県）



【事業概要】

男性職員のアンコンシャスバイアスの撤廃や意識改革を目的に階層別に分けた各種研修や産休・育休明け職員復帰プログラムの作成研修を実施



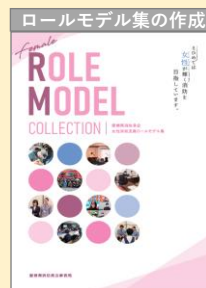
メンター制度の確立・女性の体調に関する研修会

松山市消防局（愛媛県）



【事業概要】

女性医師を招いて、生理概論や女性の体調変化の対応等を学ぶ「女性の体調に関する研修会」や、「メンター制度の確立」、経歴の紹介、ライフワークバランスの工夫等を記載した「女性消防吏員のロールモデル集の作成」を実施



消防予第120号「消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」等の概要

消防庁予防課

1 はじめに

消防庁では、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の要件の整備、建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備及びその他所要の規定の整備を行うため、次のとおり、関係する省令及び告示の改正を行った（令和6年3月29日公布、同年4月1日施行）。

- 消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第25号。以下「改正省令」という。）
- 平成元年消防庁告示第4号等の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第6号。以下「改正告示6号」という。）
- 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）

以下、改正省令等の概要について解説する。なお、本文中に記載している関係条項については、特段の注意書きがない限り、解説している各法令により、制定又は改正された後の当該法令における条項を指す。

2 改正の背景

(1) 建築基準法における「耐火建築物」の定義の見直しに伴う消防法施行令の改正

近年、建築物における木材利用のニーズが高まる一方で、従来の耐火建築物の定義においては、主要構造部に木材を利用する場合には、その全てを石こうボード等で覆う必要があり、木の質感を生かした設計が困難であるとともに、コスト・手間を要する課題があった。こうした中で、主要構造部の一部分が一定の性能を満たさない場合であっても、当該部分が損傷・崩落した際に火災が当該部分にとどまり、建築物全体が倒壊や延焼に至らないようにするための技術的要件が整理されたことで、当該部分を耐火構造等とせずとも、耐火建築物に求められる性能を発揮できると確認された。

このため、脱炭素社会の実現に資するための建築物

のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条による建築基準法の改正により、「耐火建築物」の定義が改正され、主要構造部のうち、「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」は、耐火構造等ではなくともよいこととされた。

これを踏まえ、消防庁では、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に関する改正を行うとともに、建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備を行うこととした。

(2) 建築主事の任命に係る規制等の見直し

地方公共団体における建築基準適合判定資格者（70歳未満）の7割近くを50歳以上の職員が占めるなど高年齢化が進んでいる中、近年は建築基準適合判定資格者検定の受検者、合格者数が減少傾向にあり、建築確認・検査の担い手不足が全国的な課題となっている。特に、建築主事や建築基準適合判定資格者が若干名しかいない地域では、それらの者への業務集中に加え、年齢構成も高年齢の者が多く、職員の退職等により建築行政の執行が困難となるおそれのある市町村が生じている。

このため、建築基準適合判定資格者検定の受検資格として「2年以上の実務経験を有する者」との要件を定めた建築基準法第5条第3項を改正し、受検時に実務経験を求めている要件を見直すとともに、同法第77条の58第1項の規定による資格登録までに実務経験を積んでいればよいこととされた。また、「二級建築士試験に合格した者」が建築基準適合判定資格者検定を受検できることとされた（ただし、「二級建築士試験に合格した者」が任命される建築主事は小規模な建築物のみ建築確認・検査を行うため、建築基準適合判定資格者検定について、「一級建築士試験に合格した者」を対象としたものと、「二級建築士試験に合格した者」も対象としたものの2つに分けることとされた。）。

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）では、防火管理者及び防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、

「建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの」を規定しているが、消防庁では、今般の改正を踏まえ、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）を追加する等の規定の整備を行うこととした。

3 改正省令に関する事項

(1) 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の要件

- i 防火上有効な措置として総務省令で定める措置等
消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号）による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）第8条第1号の開口部のない耐火構造の床又は壁の要件について、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日付け消防予第53号）で定めていた要件をもとに新たに規定するとともに、所要の経過措置を設けることとした。

また、新令第8条第2号の総務省令で定める防火設備として防火戸を規定した。

さらに、同号の防火上有効な措置として総務省令で定める措置として以下の措置を規定した。

- ① 渡り廊下又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。）を構成する壁等（建築基準法の防火規制に係る別棟みなし規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下「渡り廊下等の壁等」という。）を次の基準に適合させるための措置

イ 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

ロ 渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

- ② 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等を消防庁長官が定める基準に適合させるための措置

- ii 防火対象物点検の点検基準に係る規定の整備

防火対象物点検の点検基準の一部規定を免除する防火対象物として、新令第8条第2号に掲げる部分で区画されている一定の防火対象物を追加することとした。

(2) 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備

規則では、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けており、建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の建築が可能となるが、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう規定の整備を行うこととした。また、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）についても、同様の規定の整備を行うこととした。

(3) 建築基準適合判定資格者検定制度の見直しに伴う規定の整備

第13次地方分権一括法第7条の規定による建築基準法の改正により、建築基準適合判定資格者検定制度の見直しが行われ、建築副主事及び二級建築基準適合判定資格者検定が新設された。規則では、防火管理者及び防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、「建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの」を規定しているが、今般の改正を踏まえ、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）を追加する等の規定の整備を行うこととした。

(4) その他所要の規定の整理

4 改正告示6号に関する事項

(1) 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備

- 3 (2)と同趣旨で、

- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）
- ・ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第一号の規定に基づく特定共同住宅等の位置、構造及び設備（平成17年消防庁告示第2号）について、所要の規定の整備を行うこととした。

(2) 所要の規定の整理について

- 3 の規則の改正等に伴い、

- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成14年消防庁告示第8号）

- ・ 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成21年消防庁告示第16号）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）

について、所要の規定の整理を行った。

5 7号告示に関する事項

消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に併せて、これまで「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）で示してきた渡り廊下、地下連絡路又は洞道で接続されている防火対象物の取扱いについて、新たに消防庁告示で規定することとした。

6 施行期日等に関する事項

上記の改正省令、改正告示6号、7号告示について、いずれも令和6年4月1日から施行することとした。

7 終わりに

ここまで、改正省令等の内容について概観した。本記事や改正省令等の公布と同日に発出した「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（令和6年3月29日付け消防予第155号）、「「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について（通知）」の一部改正について」（令和6年3月29日付け消防予第156号）、「消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領の一部改正について（通知）」（令和6年3月29日付け消防予第157号）、「消防用設備等に係る通知の改正について（通知）」（令和6年3月29日付け消防予第158号）も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いしたい。

消防庁としても引き続き、今回の改正省令等の内容について、周知を行っていく予定である。

問合せ先

消防庁予防課
TEL：03-5253-7523

「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会報告書」の概要について

消防庁予防課

○ はじめに・検討会の目的

全国の住宅火災の状況を見ると、令和4年中の放火を除く住宅火災の件数は10年前（平成25年）と比較して約86%まで減少しています。

一方、ここ数年の住宅火災の傾向では、令和2年に初めて1万件/年を下回ったものの、令和3年及び4年は再び増加しています。その内訳として、電気器具類を発火源とする住宅火災の件数が増加しており、令和4年には2,018件と火災原因の約2割を占め、10年前の1,431件と比較して約4割増加しています。

そこで、住宅における電気器具類を発火源とする火災について、発火源となった機器、出火に至る経緯、出火要因等について調査・分析し、効果的な予防策とその広報等のあり方について「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」（座長：小林恭一教授）を開催し検討を行いました。

今回は、令和6年3月にまとめられた検討会報告書の概要について紹介します。

○ 電気器具類を原因とする住宅火災の分析

消防庁がとりまとめている火災統計を基に、全国の傾向について分析を行いました。

1 電気器具類を原因とする住宅火災の統計の分析

(1) 昭和54年からの電気器具類を原因とする住宅火災の分析※（図1）

電気器具類を発火源とする住宅火災について、①「配線に付属する器具」（スイッチ、プラグ部、差し込み部等）、②「電気配線」（電線、ケーブル等）、③「電気機器」（家電製品、電池等）、④「電気装置」（コンデンサー、モーター等）の4つに分類し、傾向を分析しました。

①配線に付属する器具は、この30年弱で緩やかに増加し、近年は年間500～600件程度で推移しています。②電気配線は、平成12年の679件をピークに減少し、平成27年には425件まで減少したものの、再び増加し、近年は500件を超える件数で推移しています。③電気機器は、平成7年から平成27年までは、年間300件前後で安

定的に推移していたものの、平成27年以降は急激に増加しています。④電気装置については、平成7年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

※平成7年に火災報告上の分類の見直しが行われており、平成6年以前の値は参考値のため、主に平成7年以降の傾向について分析しています。

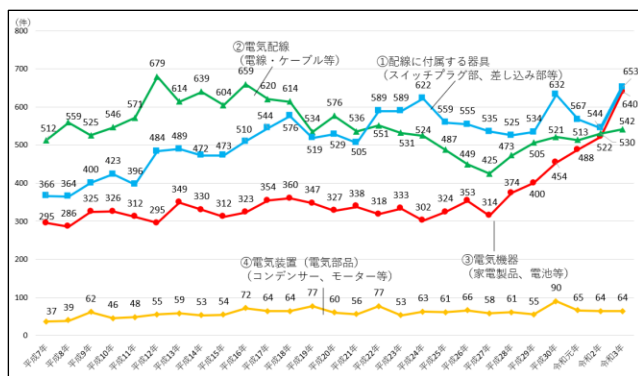


図1 電気器具類を発火源とする住宅火災件数

(2) 過去10年間（平成24年から令和3年）における電気器具類の種類ごとの累積住宅火災件数（上位10分類）（図2）

①配線に付属する器具については、テーブルタップやプラグ、②電気配線については、屋内配線、器具付きコード等による火災が特になくなってきています。③電気機器については、リチウム電池、電子レンジ、冷暖房機、充電式電池の件数が多くなっています。なお、火災統計上、リチウム電池はコイン・ボタン型等の一次電池ですが、実際の火災事例では「充電式電池」に分類すべき二次電池である「リチウムイオン蓄電池」が含まれている可能性があるという前提で検討を行っています。④電気装置については、コンデンサーが他の発火源と比較して多くなっています。

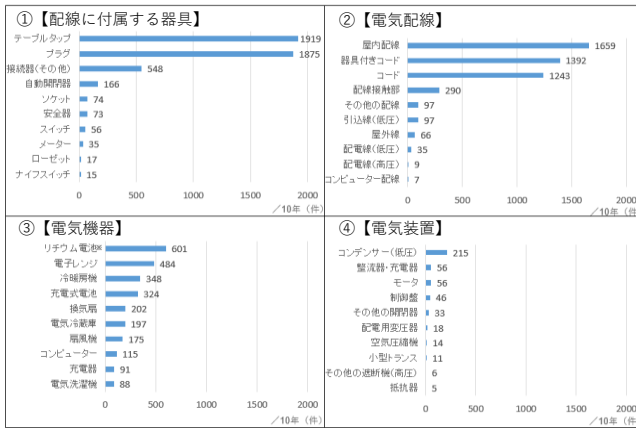


図2 過去10年における電気器具類の種類ごとの累積住宅火災件数

(3) 過去10年間(平成24年から令和3年)における電気器具類の種類ごとの住宅火災件数の推移(上位5分類)(図3)

①配線に付属する器具、②電気配線については、直近10年で大きな増減はみられませんが、③電気機器の件数の推移を見ると、リチウム電池、充電式電池、電子レンジの件数が上昇傾向にあります。なお、平成28年以降、リチウム電池が発火源となる火災件数の増加が顕著ですが、リチウム電池は以前からリモコン等に広く使われている製品であること、リチウム電池製品が増加しているといった状況にはないこと等から、近年、様々な機器に搭載され、急激に普及している「リチウムイオン蓄電池」が含まれている可能性があることを示唆していると考えられます。なお、④電気装置についてはいずれも低水準で推移しています。

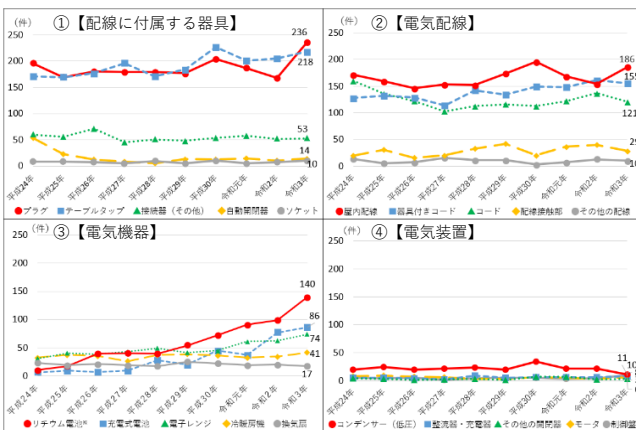


図3 過去10年における電気器具類の種類ごとの分類別住宅火災件数の推移

2 電気器具類を原因とする住宅火災の事例調査

(1) 調査概要

上記1の分析を踏まえ、それぞれの電気器具類が具体的にどのような使用状況で発火源となったのかについて、本検討会の参加消防本部(札幌市消防局、東京

消防庁、大阪市消防局、神戸市消防局)を対象に、具体的な事例の調査を行いました。

(2) 事例調査の結果(写真1)

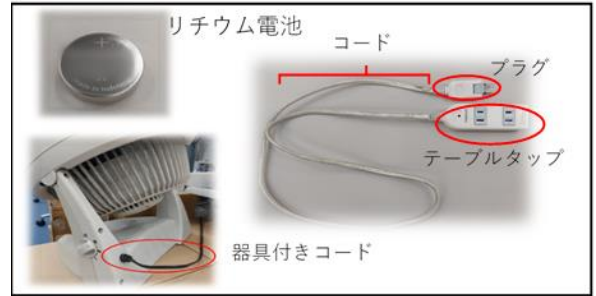


写真1 調査対象製品等のイメージ

① テーブルタップ

テーブルタップの出火原因を見ると、維持管理不良(清掃不良、異物の侵入)による火災、不適切な使用(接触不良、素人による自作・加工等)による火災が多く、テーブルタップからの主な出火要因は使用者に起因するものでした。

② プラグ(写真2)

プラグからの出火原因についても、維持管理不良(清掃不良、経年劣化等)、不適切な使用(接触不良、過電流)により火災が発生するケースが多く、①テーブルタップと同じく、主な出火要因は使用者に起因するものでした。



写真2 プラグからの出火イメージ(トラッキング現象)

③ 器具付きコード、コード

器具付きコード・コードについても、①②と同じく、不適切な使用(踏みつけ、下敷き、素人による自作・加工等)や、維持管理不良(経年劣化等)による火災が多く発生しています。

④ リチウム電池(リチウムイオン蓄電池を除く。)

一次電池であるリチウム電池について、今回の調査においては、火災事例は5件であり、不適切な使用(誤って充電)または維持管理不良(絶縁処理未実施での保管)によるものでした。

⑤ 充電式電池(リチウムイオン蓄電池を含む。)(写真3)

充電式電池の出火原因を見ると、機器の不具合(リコール対象や不適切な改造を含む。)による火災がほとんどである一方、不適切な使用(過充電や落下などによる破損)による火災も発生しています。



写真3 モバイルバッテリーからの出火イメージ

⑥ 電子レンジ（写真4）

電子レンジからの出火原因は、不適切な使用（過熱、金属の加熱等）や、維持管理不良（経年劣化、清掃不良等）といった使用者に起因するものがほとんどでした。



写真4 電子レンジ（庫内）からの出火イメージ

⑦ 冷暖房機

冷暖房機からの出火原因を見ると、維持管理不良（経年劣化）や、機器の不具合（リコール対象や接触部過熱、トラッキング等）を要因とした火災が発生していることがわかりました。

（3）まとめ（図4）

事例調査の結果、住宅における電気器具類を原因とする住宅火災は大きく分けて「不適切な使用」、「維持管理不良」、「機器の不具合」の3要因により発生していることが確認されました。この3つの分類のうち、特に「不適切な使用」、「維持管理不良」の2要因については、使用者の不注意・管理不足が原因であり約8割を占めていることから、使用者に対して注意喚起を行うことが有効であると考えられます。

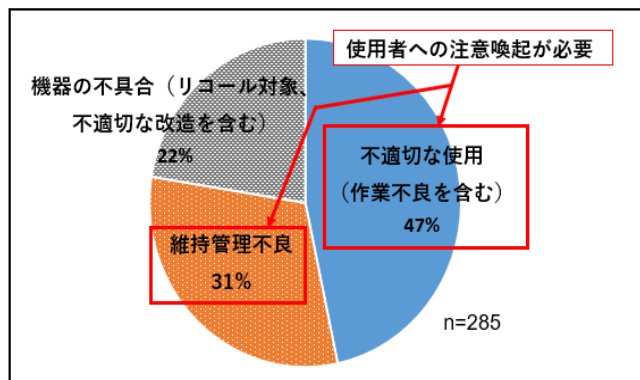


図4 電気器具類を原因とする住宅火災の要因別の割合

○ おわりに

本検討会においては、廃棄物処理施設や塵芥車で発生した充電式電池等による火災の状況についても調査を行っているので、併せて参考にしてください。

検討会報告書を踏まえ、消防庁では、電気火災及び廃棄物処理施設等における火災について、ホームページやSNS等を活用し、関係機関等と連携しながら、防火安全対策に関する広報活動を行う予定です。

各地域においても、それぞれの要因に応じた具体的な対策について、火災予防運動等の機会を捉え、注意喚起をお願いします。

【検討会報告書などの関連資料について】

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-141.html

問合せ先

消防庁予防課 泉・村松
TEL：03-5253-7523

令和 5 年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

1. 危険物施設における事故発生件数

令和 5 年中（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）に発生した危険物施設における火災事故及び流出事故の合計件数は 711 件（火災事故 243 件、流出事故 468 件）となっており、前年と比べ 70 件の増加となりました。（前年 641 件：火災事故 226 件、流出事故 415 件）

近年の事故件数は、平成 6 年の 287 件から増加に転じ、

平成 19 年以降は、高い水準で横ばいの状況が続いています。平成元年以降事故が最も少なかった平成 6 年と令和 5 年を比べると危険物施設数は約 30% 減少しているにもかかわらず、事故件数は約 2.4 倍に増加しています。（図 1 参照）

無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での火災及び流出事故の件数は 19 件（前年 19 件）と前年同数であり、その内訳は火災事故が 5 件（前年 6 件）、流出事故が 14 件（前年 13 件）となっています。（表参照）

2. 危険物施設における火災事故の発生状況等

ア 火災事故による被害の状況

令和 5 年中に危険物施設において発生した火災事故は 243 件（前年 226 件）となっています。このうち、重大事故は 10 件発生しています。火災事故による被害は、死者 1 人（前年 2 人）、負傷者 29 人（前年 36 人）、損害額 78 億 267 万円（前年 27 億 5,094 万円。不明及び調査中を除く。以下同じ。）となっています。前年に比べ、火災事故の

図 1 危険物施設における火災事故・流出事故の発生件数及び危険物施設数の推移

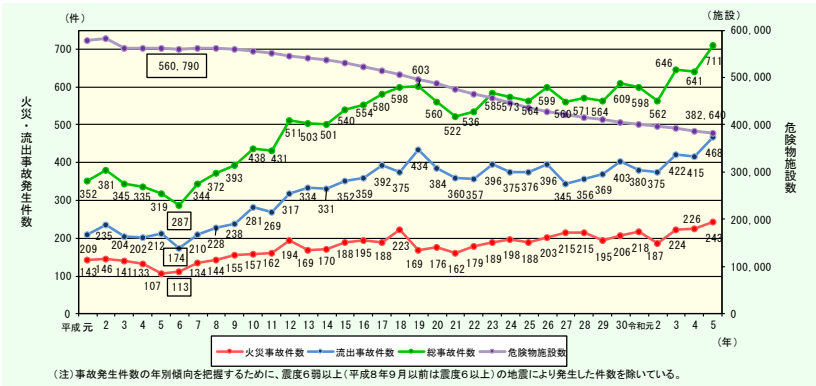


表 令和 5 年中に発生した危険物に係る事故の概要

事故の態様 発生件数等		火災及び 流出事故 発生件数 (A)+(B)	火 災 事 故				流 出 事 故			
			発生件数 (A)	被 害			発生件数 (B)	被 害		
				死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数	損害額 (万円)
区分										
危険物施設		711	243 (10)	1	29	780,267.0	468 (12)	0	11	88,539.0
危険物施設以外	無許可施設	7	4	0	1	3,553.0	3	0	0	5.0
	危険物運搬中	12	1	0	0	236.0	11	0	0	45.0
	仮貯蔵・仮取扱い	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
	小 計	19	5	0	1	3,789.0	14	0	0	50.0
合 計		730	248	1	30	784,056.0	482	0	11	88,589.0

(注) 1 () 内の数値は重大事故件数を示す。
2 火災事故に係る重大事故は、危険物施設で発生した火災事故のうち、①死者が発生した事故（人的被害指標）、②事業所外に物的被害が発生した事故（影響範囲指標）、③収束時間（事故発生から鎮圧までの時間）が 4 時間以上要した事故（収束時間指標）のいずれかに該当する事故をいう。また、流出事故に係る重大事故は、危険物施設で発生した流出事故のうち、①死者が発生した事故（人的被害指標）、②河川や海域など事業所外へ広範囲に流出し、かつ、流出した危険物量が指定数量の 1 倍以上の事故（流出被害指標）、③事業所周辺のみ流出し、かつ、流出した危険物量が指定数量の 10 倍以上の事故（流出被害指標）のいずれかに該当する事故をいう（「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標の一部改正について」（令和 2 年 12 月 7 日付け消防危第 287 号））。

発生件数は17件増加、死者は1人減少、負傷者は7人減少、損害額は50億5,173万円減少しています。（表参照）

イ 出火の原因に関係した物質

令和5年中に発生した危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、243件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質となるものが115件（47.3%）発生しています。また、このうち110件（95.7%）が第4類の危険物が出火原因物質となるもので占められています。さらに、第4類の危険物の品名別にみると、第1石油類が出火原因物質となるものが59件（53.6%）で最も多く、次いで、第3石油類が出火原因物質となるものが19件（17.3%）、第4石油類が出火原因物質となるものが17件（15.5%）、第2石油類が出火原因物質となるものが8件（7.3%）となっています。

ウ 火災事故の発生原因

令和5年中に発生した危険物施設における火災事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が142件（58.4%）で最も高く、次いで、物的要因が75件（30.9%）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が26件（10.7%）となっています。（図2参照）

3. 危険物施設における流出事故の発生状況等

ア 流出事故による被害の状況等

令和5年中に危険物施設において発生した流出事故は468件（前年415件）となっています。このうち、重大事故は12件発生しています。流出事故による被害は、死者0人（前年0人）、負傷者11人（前年18人）、損害額8億8,539万円（前年5億6,638万円）となっています。前年に比べ、流出事故の件数は53件増加、死者は同数、負傷者は7人減少、損害額は3億1,901万円増加しています。（表参照）

イ 流出した危険物

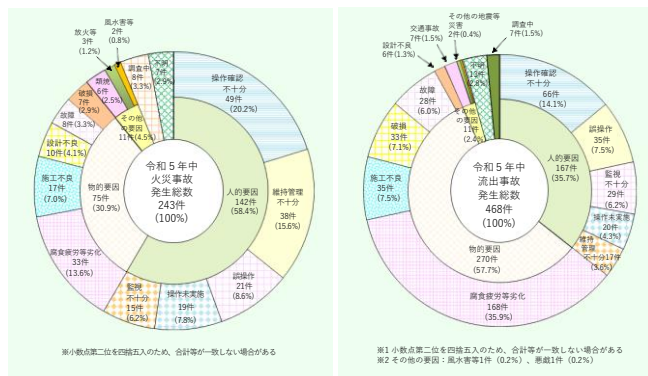
令和5年中に発生した危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、多くが第4類の危険物であり、その事故件数は462件（98.7%）となっています。また、第4類の危険物について品名別にみると、第2石油類に係るものが169件（36.6%）で最も多く、次いで、第3石油類に係るものが156件（33.8%）、第1石油類に係るものが97件（21.0%）となっています。

ウ 流出事故の発生原因

令和5年中に発生した危険物施設における流出事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区

別してみると、物的要因が270件（57.7%）で最も高く、次いで、人的要因が167件（35.7%）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が31件（6.6%）となっています。（図2参照）

図2 危険物施設における火災事故及び流出事故の発生原因



4. 危険物等に係る事故防止対策の推進について

消防庁では、学識経験者や関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）を毎年開催し、関係機関が一体となった危険物等に係る事故防止対策を推進しています。

また、都道府県等に対し、危険物等に係る事故防止対策の推進について（令和6年3月25日付け消防危第71号）や令和5年中の都道府県別の危険物に係る事故の発生状況等について（令和6年5月27日付け消防危第155号）により、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえた事故防止に係る取組を積極的に実施するよう周知すると共に、全国を6ブロックにわけ、各都道府県や消防本部等が参加する危険物等事故防止ブロック連絡会議により、都道府県ごとの事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組策について情報共有を図っています。

詳しくは消防庁ホームページを御覧ください。

<危険物等に係る事故防止対策の推進について>

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240325_kiho_7_1.pdf

<令和5年中の都道府県別の危険物に係る事故の発生状況等について>

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/8b8ac56e39601e1217e79e80b153af288057e9f7.pdf>

問合せ先

消防庁危険物保安室
TEL：03-5253-7524（直通）

令和5年（1月～12月）
における火災の状況
（概数値）

消防庁防災情報室

1. 総出火件数は38,659件、前年同期より2,345件の増加

令和5年（1～12月）における総出火件数は、38,659件で、前年より2,345件（6.5%）増加しています。これは、平均すると1日当たり約106件、約14分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

令和5年（1～12月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比	前年同期比	増減率
建物火災	20,968	54.2%	801	4.0%
林野火災	1,290	3.3%	51	4.1%
車両火災	3,523	9.1%	114	3.3%
船舶火災	58	0.2%	▲20	-25.6%
航空機火災	1	0.0%	▲1	-50.0%
その他火災	12,819	33.2%	1,400	12.3%
総火災件数	38,659	100%	2,345	6.5%

2. 総死者数は1,500人、前年より48人の増加

火災による総死者数は、1,500人で、前年より48人（3.3%）増加しています。

また、火災による負傷者は、5,731人で、前年より19人（0.3%）減少しています。

3. 住宅火災による死者（放火自殺者等※を除く。）数は977人、前年より5人の増加

建物火災における死者1,201人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、1,074人となっています。更にそこから放火自殺者等を除くと977人で、前年より5人（0.5%）増加しています。

なお、建物火災の死者に対する住宅火災の死者の割合は、89.4%で、建物火災の件数に対する住宅火災の件数の割合53.9%と比較して非常に高くなっています。

（※ 放火自殺（心中を含む。）者及び放火自殺巻き添え・放火殺人の犠牲者。以下同じ。）

4. 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の7割以上が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）977人のうち、65歳以上の高齢者は727人（74.4%）で、前年より4人（0.5%）減少しています。

また、住宅火災による死者の発生した経過別の内訳は、逃げ遅れ396人（前年比30人（7.0%）減）、着衣着火38人（前年比3人（7.3%）減）、出火後再進入18人（前年比3人（20.0%）増）、その他525人（前年比35人（7.1%）増）となっています。

5. 出火原因として最も多いものは「たばこ」、次いで「たき火」

総出火件数の38,659件の出火原因別の内訳は、「たばこ」3,493件（9.0%）、「たき火」3,472件（9.0%）、「こんろ」2,837件（7.3%）、「放火」2,487件（6.4%）、「電気機器」2,202件（5.7%）の順となっています。

問合せ先

消防庁防災情報室
TEL：03-5253-7526

定年引上げに伴う 消防本部の課題と 留意点について

総務省消防庁消防・救急課

I. はじめに

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により、令和5年度から、消防職員を含む地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった。

この改正の趣旨としては、少子高齢化が進展するなか、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、意欲ある高齢期職員が能力を存分に発揮して活躍するとともに、若年層を含む全ての職員の働き方改革にも資することで、組織パフォーマンスを高め、もって行政サービスの向上につなげていくことを目的としている。

高齢期職員は、これまでの勤務の中で、職務に関する深い知識や数多くの事例に対応した経験、そして長年磨かれてきた技術などを有しており、定年引上げにより、これらの高い知識・経験・技術等を有する職員が増えることは、消防力の強化につながるものである。

一方で、消防の職務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、被害を軽減する等の目的で、消火、救助、救急等を行うことから、組織として24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性がある。さらには、その個々の職員の勤務体制は毎日勤務と交替制勤務とに大別され、現場業務を主とする交替制勤務に従事する者が概ね8割となっており、加齢に伴う身体機能の低下や健康状態への不安が職務遂行に支障を来す職務、いわゆる加齢困難職種と考えられる。このように、消防は、一般行政職員が従事する職務とは大きく異なる独特なものである。

その中で、高齢期職員が活躍し続けていくとともに、国民の生命、身体及び財産の保護等という消防業務の任務を遂行するために必要となる組織全体の活力を維持・確保していくためには、定年引上げに伴う課題に対応していく必要があると考えられる。

このことから、消防庁では、定年引上げに伴って災害活動に必要な消防力を維持し、行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保するための各消防本部における検討に資するため、「定年引上げに伴う消防

本部の課題に関する研究会」を開催し、定年引上げに伴い特に影響が懸念される、高齢期職員の活躍及び定員管理への対応及び留意点について、調査研究を行い、報告書を取りまとめた。

II. 高齢期職員の活躍

1 高齢期職員の活躍の基本的な考え方

定年引上げに伴い増加が見込まれる高齢期職員は、豊富な知識・経験・技術等を有しており、複雑化、激甚化する災害に対応できる消防力を維持・確保していくためには、こうした能力を十分に発揮していくことが不可欠となる。

一方で、役職定年制の導入により、管理職であった者が非管理職となり、職務に変化が生じるなど、高齢期職員が業務を行う上での環境に変化が生じる。このため、各消防本部においては、個々の高齢期職員の様々な事情を勘案しつつ、十分な活躍を促すための人事管理や環境整備を行うことが求められ、その際、若手職員や中堅職員の業務負担が増加する等により、モチベーションの低下やそれに伴うパフォーマンスの低下につながらないよう、高齢期職員のみならず、若手職員や中堅職員も含めた消防本部の組織全体の活性化を図る必要がある。

2 高齢期職員の活躍に関する課題

(1) 高齢期職員の現場業務への配置の懸念

一般的に加齢に伴い身体機能が低下するとともに、健康状態に不安を抱える場合が多いことから、そのような場合にあっても、安全かつ効率的に現場活動を行うことができる環境整備について検討することが必要である。

また、主として現場活動を担う交替制勤務職員が約8割を占めており、職務遂行に当たって体力や健康状態が影響し得ることから、高齢期職員が十分に活躍していくための適切な配置について検討することが必要である。

(2) 高齢期職員をはじめとする組織全体の活力の維持

役職定年制の導入等に伴い、高齢期職員のモチベーションの低下やその能力が十分に発揮されない状況も想定される一方で、若手・中堅職員の昇任機会の確保にも支障が生じるおそれがあるなど組織全体の活力の低下が生じることが懸念される。これを踏まえ、組織全体としての活力の維持に向けた職場環境の整備のあり方について検討することが必要である。

3 高齢期職員の活躍のための対応及び留意点

(1) 現場業務での高齢期職員の活躍維持に向けた取組（対応①）

高齢期職員が現場業務で引き続き活躍し続けられる体制を確保するため、各消防本部において以下の取組を検

討することが必要である。

- ・消防職員の体力維持プログラムを策定し、これを実施すること
- ・高齢期職員の活動負担を考慮した資機材（軽量資機材等）を導入すること
- ・特に高齢期職員の現場業務における二次災害を避けるためには、高齢期職員のみならず組織全体として安全管理体制を確実に整備しておくこと

（2）高齢期職員の適材適所の配置（対応②）

原則として、個々の職員の特性や意向等に応じた適材適所の配置を行うことが重要である。一方で、高齢期職員の中には加齢に伴う身体機能の低下や健康状態に不安を抱えている場合も多いことから、高齢期職員の配置に当たっては、配置類型の特性を踏まえ、消防本部における各業務の年齢構成等を考慮しながら、各職員の体力や健康状態、経験等を踏まえた配置をする必要がある。

ただし、現場業務を続けてきた高齢期職員を非現場業務へ配置する場合においては、不慣れな業務に従事することにより、組織全体としての生産性が低下するとともに、当該職員のモチベーションが低下する等の影響が想定されることから、例えば以下に取り組む等の留意が必要である。

- ・未経験業務を高齢期になって、初めて携わることがないように、若手・中堅の時期から中長期的なキャリアパスを見据えた人事配置を行い、キャリア形成に取り組むこと
- ・非現場業務を希望する者に対する研修を実施することにより、当該業務に係る能力開発を行うこと

なお、高齢期職員の配置を検討するに当たっては、多くの高齢期職員が組織内で職員数が相対的に少ない非現場業務に配置されることで、若手・中堅職員が非現場業務の十分な経験を積むことができなくなり、中長期的な人材育成に支障を来すことがないよう留意しなければならない。

（3）高齢期職員をはじめとする職員が働きやすい職場環境づくり（対応③）

高齢期職員に期待される役割を本人が理解し、モチベーションを持続できるようにするとともに、組織全体として共通認識を持って職場環境の整備に取り組めるよう、職場内研修等を通じて、定年引上げの趣旨等を全職員が理解するように努めることが考えられる。

高齢期職員の能力を十分に発揮させるため、直属のラインにいた者同士を役職定年制により逆転させない等の配慮を行うことと合わせ、若手への技術継承、育成指導といった高齢期職員の培ってきた知識・経験・技術等を活用する役割を担わせるといった取組を行うことが考えられる。

III. 定年引上げを踏まえた適正な定員管理のための対応及び留意点

1 定員管理の基本的な考え方

定員管理とは、行政の事務事業を効果的かつ効率的に遂行するために、その遂行に要する適正な人員数である定員を決定し、それを事務事業ごとに過不足なく適正に配置するよう管理することを目的とするものであり、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている。そのため、消防行政を行う総定員は、最小の人員で賄うという視点を持つことが重要である。

今後、定年引上げに伴い、消防職員の年齢構成に加え、退職者数とそれに連動する採用者数が変化することから、こうした変化に柔軟に対応しつつ、定年引上げ期間中のみならず定年引上げ期間後も含めて消防力を維持・確保していくため、高齢期職員の活躍のための取組に加えて、適切な定員管理を行う必要がある。

2 定年引上げを踏まえた定員管理に関する課題

（1）退職補充により新規採用する場合の年度間のばらつきが発生

消防職員を含む地方公務員の定年が、令和5年4月から、65歳まで2年に一度引き上げられる。これにより、令和13年4月に定年引上げが完了するまでの間、定年退職者が2年に一度しか生じないこととなるため、隔年で退職者数が大きく変動する。特に消防職は全退職者数に占める普通退職者等の比率が低く、他の業種に比べてもその変動幅は大きいものと想定される。

そのため、毎年度の新規採用者数を退職者数の補充を基本として運用してきた消防本部においては、毎年の新規採用者数が大きく変動することとなる。新規採用者数が隔年で大きく変動することとなると、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、専門的な知識・経験・技術の世代間の継承や計画的な人事配置・人材育成等が困難となり、消防力の維持・確保に支障が生じるおそれがある。特に消防では、消防学校における専門的な教育が必要なことや災害経験等を踏まえた長期的な人材育成が必要となることから、他の職種に比べても、定年引上げ後も含めた安定的な人材確保に支障が生じる懸念がある。

このため、安定した確実な人材確保に向け毎年度の採用者数を一定程度平準化することが重要である。

各消防本部においては、こうした点も踏まえ、中長期的な視点から今後の採用者数を定める採用計画の見直しを検討する必要がある。

（2）高齢期職員の増加による消防力低下への懸念

定年引上げに伴い、60歳以上の職員数は大幅に増加することが見込まれる一方で、定年引上げ期間中は定年退

職者が隔年でしか生じず、定年引上げがない場合と比べ定年退職者数が相当程度減少することが見込まれるため、退職補充を基本に新規採用を行う場合には、定年退職者数の減少が新規採用者数の減少につながり、ひいては若手職員の減少に直結することとなる。

なお、この若手職員の減少による年齢構成の偏りについては、中長期的には、中途採用等により対応することも考えられるが、消防業務の特殊性から他に類似の職種がなく現実的ではないため、減少する若手職員が担っていた業務に増加する高齢期職員を配置する等の方法により補完する必要がある。

一方で、現場業務、特に現場業務かつ交替制勤務の職務については、以下の特性を踏まえると、一部の高齢期職員は本人の体力や健康状態により、若手・中堅職員と同様の勤務が行えない場合が想定される。

- ・現場活動は、生命・身体の危険をはらむ災害対応業務であり、体力や健康状態に不安のある高齢期職員が活動する場合、本人のみならず、周囲の職員にとっても危険が増す懸念があること
- ・24時間即応体制を維持しなければならない消防業務の特殊性から、交替制勤務に組み込まれるため、高齢期職員にとっては身体的負担が非常に大きいこと

これらを踏まえると、現場業務における若手職員の減少を補完する高齢期職員のうち一定数の者については、その体力や健康状態に鑑み、現場業務において、若手職員・中堅職員と同様の勤務が望めないことから、単に高齢期職員により補完する方法以外による若手職員の減少の補完方法を検討する必要がある。

3 定年引上げを踏まえた定員管理のための対応及び留意点

(1) 定年引上げ期間中における新規採用者数の平準化（対応①）

消防力を維持・確保していくためには、定年引上げ期間中において、定年退職者が生じない年度も含め各年度の新規採用者数を平準化した採用計画を作成することが望ましい。各年度の新規採用者数の検討に当たっては、以下のポイントを考慮する必要がある。

① 定年引上げ期間中の退職者数等の見通しを立てること
定年引上げ期間中に退職者数等（定年退職者数、普通退職者等の人数、再任用職員の増減）がどの程度生じるかを把握しておく必要がある。そのため、60歳以降の働き方の動向及び普通退職者等の人数について、可能な限りの確に見通しを立てることが重要である。

定年引上げに伴う高齢期職員の働き方としては、定年まで常勤職員として勤務するほか、定年前再任用短時間勤務制を活用することが考えられる。また、定年前に退職する場合も考えられることから、アンケート調査や過

去の普通退職者数の実績等を活用し、60歳以降の職員の働き方の動向を可能な限りの確に把握した上で、定年退職者数や再任用職員の数、また60歳未満の職員も含めた普通退職等の職員数の推計を行う必要がある。

② 毎年度必要となる新規採用者数を推計すること

①により定年引上げ期間中の退職者数等を見通した上で、退職者数等の補充を前提とした場合の新規採用者数の検討を行う。この際に、定年引上げ期間中は、定年退職者が2年に一度しか生じないことから、年度ごとの新規採用者数に大きなばらつきが見られる場合には、年齢構成の偏りを抑制する観点から、複数年度間で新規採用者数を平準化することの検討が必要である。

その際、定年退職者が生じる2年ごとの平準化を基本としつつ、現在の年齢構成等を考慮した上で、例えば、定年引上げ期間を通じた平準化や4年間での平準化、2年間での平準化と3年間での平準化を組み合わせるなど、各消防本部の現状及び課題に合わせて柔軟に検討することも必要である。

なお、複数年度間で新規採用者数を平準化することにより、新規採用者を前倒して採用した年度においては、消防需要による増減等がない場合には平準化の最終年度には基本的には元の水準となるが、職員数が一時的に増員となる年度が生じる。このような一時的な増員であっても、業務量に応じて人員を適正に配置するという定員管理の趣旨に沿った対応を行う必要があり、そのことについて住民の理解が得られるような工夫や説明が求められることに留意しなければならない。

このため、各消防本部においては、退職者数等の動向を可能な限りの確に検討した上で、新規採用者数を決定することが重要であり、また、業務量等の変化や見通しと定年引上げ期間中の定員の変化をうまく連動させていく視点が必要となる。

(2) 消防力を維持するために必要な定員の見直し（対応②）

定年引上げに伴う若手職員の減少の補完方法の検討に当たっては以下の対応が考えられる。

① 人事配置上の工夫による対応

現場業務における若手職員の減少の補完については、その全てを高齢期職員のみで対応するものではなく、中堅職員等も含めて対応することも考えられる。具体的には、現場で十分に活動できない高齢期職員については、非現場業務に配置することとし、その分、非現場業務に配置されている中堅職員等を現場業務に配置する方法が考えられる。

ただし、定年引上げに伴う定員管理上の対応が完了する令和15年度の年齢構成として、定員の見直しを行わない消防本部においては、60代の高齢期職員及び50代の壮

年期職員の比率が上昇しており、過半数が高齢期職員及び壮年期職員で構成される消防本部もある。

また、高齢期職員を非現場業務に配置することを検討するに当たっては、特に毎日勤務の配置が全体の約22%しかない消防において、非現場業務における若手職員・中堅職員の配置を過度に減らすことで、若手職員・中堅職員の中長期的なキャリアパスの形成への影響やモチベーションの低下が発生することのないように、留意した配置を行う必要がある。

これらに留意すると、高齢期職員を非現場業務に配置した上で、当該配置から現場業務に配置換え可能な中堅職員等がそもそも不足する場合もあり、人事配置上の工夫のみでは若手職員の減少を補完することができない消防本部も見込まれる。

② 高齢期職員の活躍促進による対応

高齢期職員の体力の維持向上、軽量の資機材の導入等高齢期職員の活躍を十分に促進することにより、現場で十分に活動し続けられる状態を維持し、もって現場業務における若手職員の減少を補完する方法も考えられる。

しかし、これらの取組を実施した場合であっても、健康管理上の問題等が新たに生じることなどにより、全ての高齢期職員が退職までの期間において、十分に活動し続けられるものではない。

③ 必要な定員見直しによる対応

①、②より、定年引上げに伴い、上記の人事配置上の工夫や高齢期職員の活躍促進等を行ってもなお、現場業務において、災害活動に適切に対応できる体制が確保できない状況となる消防本部が生じることが懸念される。

この場合には、災害活動に適切に対応できる体制を確保するために必要最小限の定員の見直しを検討する必要がある。

具体的には、各消防本部において、当該本部における高齢期職員の総員、現場活動が可能な人数の将来見込み、非現場業務に配置できる高齢期職員の人数等を考慮しながら、適切な現場活動体制を維持するために必要となる定員の見直しの具体的人数を検討することが必要となる。

(定員見直しの際の留意点)

地方自治法第2条第14項によれば、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされており、不要な定員を擁すべきではない。

現場業務に配属する若手職員を確保するために定員の見直しを行う際は、地域の消防需要の状況及びその将来の見通しを見定めた上で、高齢期職員の培ってきた知識・経験・技術等を活用でき、かつ、消防力の向上に資する配置を新設するよう留意することが必要である。

新設する配置の例としては例えば以下のとおり考えられるが、消防本部ごとに地域の実情に応じた配置を検討する必要がある。

- ・ 防火対象物が増加しており、立入検査実施率が十分でない地域において、高齢期職員を予防業務専門官として配置し、防火対象物の増加に対する立入検査実施体制の強化を図ることで、立入検査実施率の改善等につなげる。
- ・ コロナ禍の中、増加する救急需要と日中の転院需要等に対応するため、日勤救急隊に高齢期職員を追加隊員として配置することで、救急隊員の負担軽減等を図り、増大する救急需要への対策強化につなげる。
- ・ 複雑、激甚化する災害への対応力を向上するため、首長部局の防災関係部署に高齢期職員を配置し、消防機関と首長部局との連携強化を図り、市町村の危機管理体制の強化につなげる。この際は、首長部局も巻き込んだ検討が期待されることであり、特に組合消防においては、構成市町村も巻き込んで、首長部局への出向についても検討することが期待される。

IV. おわりに

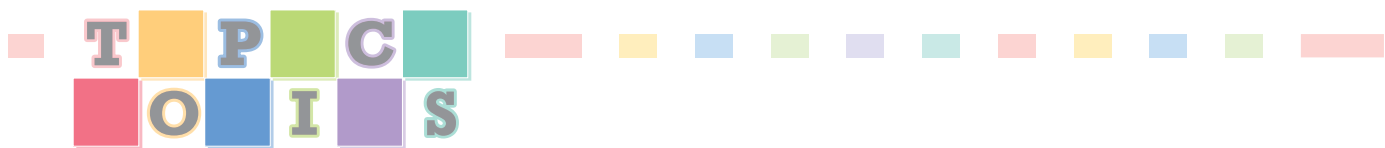
各消防本部によって、組織体制や職員の年齢構成、管轄地域における消防需要が異なることから、定年引上げによる影響についても様々である。

今回の定年引上げは、各消防本部における消防組織のあり方、業務体制等について、災害活動体制の確立に向けて、今一度見直す絶好の機会である。

自らの地域における消防需要の実態や将来予測を実施していくことで、将来の消防本部のあり方を見つめ直し、中長期的なキャリアパスや定員管理の検討を行うことで、将来にわたって、住民の期待に応えられる消防体制を構築することにつながるものと考えられる。

問合せ先

総務省消防庁消防・救急課
TEL：03-5253-7522



第8回予防業務優良事例表彰式の開催

予防課

1. 予防業務優良事例表彰の概要

予防業務優良事例表彰は、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務を含む。）の取組のうち他団体の模範となるものについて、当該消防本部を表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、平成28年度に創設されたものです。

第8回予防業務優良事例表彰では、令和5年1月1日から令和5年12月31日にかけて、各消防本部で力を入れた予防業務の取組について幅広く事例を募集した結果、45事例の応募があり、令和6年3月4日に開催した「予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：小林恭一 東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授）」における選考を経て、受賞団体を決定いたしました。

2. 受賞団体の紹介

第8回予防業務優良事例表彰における受賞団体は以下のとおりです。

<消防庁長官賞>

岡山市消防局、東京消防庁、福岡市消防局、松山市消防局、伊予消防等事務組合消防本部、東温市消防本部、久万高原町消防本部、四日市市消防本部（計8団体）

<優秀賞>

岩見沢地区消防事務組合消防本部、川崎市消防局、京都市消防局、倉敷市消防局、甲府地区広域行政事務組合消防本部、吹田市消防本部、筑西広域市町村圏事務組合消防本部、千葉市消防局、姫路市消防局、前橋市消防局（計10団体）



表彰状授与の様子

3. 表彰式の開催

令和6年5月30日に、全国消防長会の御協力のもと、フェニーチェ堺（大阪府）において、「第8回予防業務優良事例表彰式」を開催しました。

表彰式では、受賞団体に対して表彰状の授与を行い、消防庁長官賞受賞団体からは、それぞれの取組事例について、事例紹介が行われました。

また、表彰式当日、受賞団体の取組事例を冊子としてまとめた取組事例集を来場者や受賞団体以外の消防本部にも配布しました。

なお、取組事例集は、消防庁ホームページにおいて公表しております。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post6.html#yobou08>



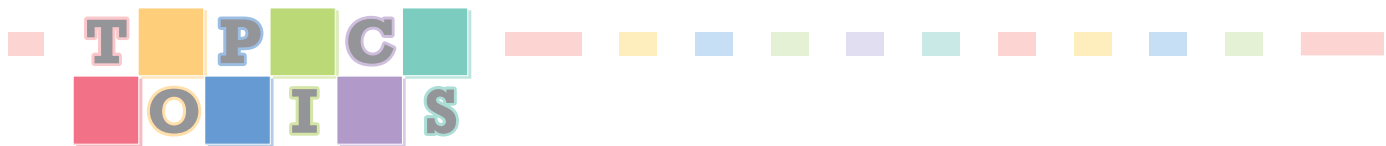
事例紹介の様子



受賞団体の記念撮影

問合せ先

消防庁予防課 行政係
TEL：03-5253-7523



令和6年度全国防災・危機管理トップセミナー

防災課

我が国は、その自然条件から地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しており、こうした災害はどこでも起きる可能性があります。一旦、災害が起きますと、市町村は、短期間に膨大な業務を処理することが求められることから、市町村長は、リーダーシップを十分発揮し、的確に対応する必要があります。

このため、市町村長の災害危機管理対応力の向上のため「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催し、被災経験のある市町村長や有識者等による講演を聴講する機会を提供しております。

6月12日（水）に全国都市会館大ホールにおいて、市長・区長を対象としたセミナーを開催しました。会場には、全国から131名の市長・区長に御参加いただきました。

【トップセミナー次第】

○開会あいさつ

松本 剛明 総務大臣

松村 祥史 内閣府特命担当大臣（防災）

○講演

1 「洪水・土砂災害は起こりうるものが、 起こりうる場所で」

静岡大学防災総合センター

教授 牛山 素行 氏

2 災害を経験した市長による講演

石川県輪島市

市長 坂口 茂 氏

石川県珠洲市

市長 泉谷 満寿裕 氏

3 市町村における危機管理について

消防庁国民保護・防災部長

小谷 敦



挨拶する松本総務大臣



挨拶する松村内閣府特命担当大臣（防災）



牛山講師による講演



坂口市長による講演

【掲載情報】

○セミナーの様子（録画放送）

「自治体衛星通信機構ホームページ」
（消防チャンネル内）



○講演、施策紹介時の配布資料

「消防庁ホームページ」



泉谷市長による講演



セミナー会場の様子

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL：03-5253-7525

映画とタイアップした熱中症予防啓発ポスターの作成

救急企画室

1. はじめに

消防庁では、ウォルト・ディズニー・ジャパンの協力を得て、8月1日（木）から全国の映画館で公開予定の映画『インサイド・ヘッド2』とタイアップした、熱中症予防啓発ポスターを作成し、全国の消防本部等に配布しました。

2. 熱中症について

昨年度の全国の熱中症による救急搬送人員は、5月から9月までの調査期間で、91,467人となっており、熱中症による救急搬送人員の調査を開始以来、2番目に多い年となりました。

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。熱中症になるのを防ぐために、以下の項目に心がけましょう。

- (1) 部屋の温度をこまめに確認し、エアコンや扇風機をためらわずに使いましょう。
- (2) のどが渇いていなくても、こまめに水分補給をしましょう。
- (3) 外出の際は、体をしめつけない涼しい服装をし、帽子をかぶるなど日よけ対策をしましょう。
- (4) こどもは大人に比べて暑さに弱く熱中症になりやすいため、大人が気をつけてあげましょう。
- (5) 高齢者は暑さに対する体の調節機能や感覚機能が低下しますので、特に注意しましょう。

3. タイアップ映画『インサイド・ヘッド2』について

どんな感情も、きっと宝物になるーディズニー&ピクサーが贈る、あなたの中に広がる＜感情たち＞の世界。

少女ライリーを子どもの頃から見守ってきた頭の中の感情・ヨロコビたち。ある日、高校入学という人生の転機を控えたライリーの中に、シンパ率いる＜大人の感情＞たちが現れる。

「ライリーの将来のために、あなたたちはもう必要ない」ーシンパたちの暴走により、追放されるヨロコビたち。巻き起こる“感情の嵐”の中で自分らしさを失っていくライリーを救うカギは、広大な世界の奥底に眠る“ある記憶”に隠されていた…。

詳しくは、下記ホームページアドレスから公式ページをご参照ください。

<https://www.disney.co.jp/movie/insidehead2>



【熱中症予防啓発ポスター】

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL：03-5253-7529

令和 6 年能登半島地震に係る防災功労者消防庁長官表彰式の開催

地域防災室

令和 6 年 5 月 31 日（金）、中央合同庁舎 2 号館（東京都千代田区）において、令和 6 年能登半島地震に係る防災功労者消防庁長官表彰式を開催しました。

「防災功労者消防庁長官表彰」は、地震等の自然災害等において、顕著な活動実績が認められる消防団を称えるものです。

今回、令和 6 年能登半島地震の発生に際し、住民への避難の呼びかけや消防隊と連携した消火活動、倒壊家屋からの救助活動、傷病者の搬送、行方不明者の搜索、避難所の運営支援、夜間の見回り等、自らも被災しながら、地域住民の命と安全を守るべく、発災直後から懸命に活動を展開された消防団 12 団体が本表彰を受賞されました。表彰式に出席された 6 団体に対し、原消防庁長官から表彰状を授与しました。

また、受賞者を代表して、輪島市消防団団長の山吹英雄氏から謝辞をいただきました。

消防庁においては、消防団の更なる充実強化に向け、消防団員の確保をはじめ、処遇の改善、活動環境や装備

の充実強化等、全国で活躍されている消防団員の皆様がやりがいを持って活動できる環境づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

○受賞団体一覧（12団体）

石川県 七尾市消防団
輪島市消防団
珠洲市消防団
羽咋市消防団
かほく市消防団
津幡町消防団
内灘町消防団
志賀町消防団
宝達志水町消防団
中能登町消防団
穴水町消防団
能登町消防団



原消防庁長官ご挨拶の様子



表彰状を授与する原消防庁長官



代表謝辞の様子



受賞団体との記念撮影

問合せ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 水野
TEL：03-5253-7561

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の出動に係る 総務大臣感謝状贈呈及び消防庁長官賞状等授与

広域応援室

1. 総務大臣感謝状贈呈及び消防庁長官賞状等授与

令和6年5月23日(木)、霞が関プラザホールにおいて、総務大臣感謝状贈呈式及び消防庁長官賞状等授与式を開催し、令和6年能登半島地震に緊急消防援助隊として出動した全国19都道府県大隊の代表参加者に対し、総務大臣から感謝状を贈呈するとともに、消防庁長官から、274消防本部及び15県（消防防災航空隊）の代表参加者に対し賞状を授与しました。

また、緊急消防援助隊として出動した消防防災ヘリコプターの安全な運航を支援した国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に対し、消防庁長官から感謝状を贈呈しました。

2. 災害及び活動の概要

令和6年1月1日、石川県能登半島において最大震度7を観測する地震が発生し、建物倒壊や火災、津波などにより甚大な被害が発生しました。

この災害に対し、発災当日から2月21日までの計52日間にわたり延べ約5万9千人の緊急消防援助隊の隊員が出動し、厳寒期の過酷な環境の中、倒壊家屋からの救助捜索活動、消防防災ヘリによる孤立集落からの救助や物資搬送、広範囲での安否不明者の捜索活動、医療関係者と連携した避難所からの救急搬送、病院や高齢者福祉施設からの転院搬送、被災した奥能登広域圏事務組合消防本部の業務支援など、被災地の様々なニーズに応えた活動を懸命に行いました。



消防庁長官賞状（消防本部）



消防庁長官賞状（消防防災航空隊）



消防庁長官感謝状（宇宙航空研究開発機構）



総務大臣感謝状（都道府県大隊）



3. 対象団体

(1) 総務大臣感謝状（19都道府県大隊）

- ・群馬県大隊
- ・愛知県大隊
- ・東京都大隊
- ・三重県大隊
- ・神奈川県大隊
- ・滋賀県大隊
- ・新潟県大隊
- ・京都府大隊
- ・富山県大隊
- ・大阪府大隊
- ・福井県大隊
- ・兵庫県大隊
- ・山梨県大隊
- ・奈良県大隊
- ・長野県大隊
- ・和歌山県大隊
- ・岐阜県大隊
- ・鳥取県大隊
- ・静岡県大隊

(2) 消防庁長官賞状（274本部・15県）

【群馬県】

- ・群馬県防災航空隊
- ・前橋市消防局
- ・高崎市等広域消防局
- ・桐生市消防本部
- ・伊勢崎市消防本部
- ・太田市消防本部
- ・利根沼田広域消防本部
- ・館林地区消防組合消防本部
- ・渋川広域消防本部
- ・多野藤岡広域消防本部
- ・富岡甘楽広域消防本部
- ・吾妻広域消防本部

【埼玉県】

- ・埼玉県防災航空隊

【千葉県】

- ・千葉市消防局

【東京都】

- ・東京消防庁
- ・稲城市消防本部

【神奈川県】

- ・横浜市消防局
- ・川崎市消防局
- ・相模原市消防局

- ・横須賀市消防局
- ・平塚市消防本部
- ・鎌倉市消防本部
- ・藤沢市消防局
- ・小田原市消防本部
- ・茅ヶ崎市消防本部
- ・逗子市消防本部
- ・秦野市消防本部
- ・厚木市消防本部
- ・大和市消防本部
- ・伊勢原市消防本部
- ・海老名市消防本部
- ・座間市消防本部
- ・綾瀬市消防本部
- ・葉山町消防本部
- ・大磯町消防本部
- ・二宮町消防本部
- ・箱根町消防本部
- ・湯河原町消防本部
- ・愛川町消防本部

【新潟県】

- ・新潟県消防防災航空隊
- ・新潟市消防局
- ・長岡市消防本部
- ・三条市消防本部
- ・柏崎市消防本部
- ・小千谷市消防本部
- ・見附市消防本部
- ・村上市消防本部
- ・糸魚川市消防本部
- ・五泉市消防本部
- ・阿賀野市消防本部
- ・魚沼市消防本部
- ・佐渡市消防本部
- ・南魚沼市消防本部
- ・阿賀町消防本部
- ・加茂地域消防本部
- ・燕・弥彦総合事務組合消防本部
- ・新発田地域広域事務組合消防本部
- ・十日町地域消防本部
- ・上越地域消防局

【富山県】

- ・富山県消防防災航空隊
- ・富山市消防局
- ・高岡市消防本部
- ・射水市消防本部
- ・富山県東部消防組合消防本部



- ・新川地域消防本部
- ・砺波地域消防組合消防本部
- ・立山町消防本部

【福井県】

- ・福井県防災航空隊
- ・福井市消防局
- ・敦賀美方消防組合消防本部
- ・嶺北消防組合消防本部
- ・南越消防組合消防本部
- ・鯖江・丹生消防組合消防本部
- ・若狭消防組合消防本部
- ・大野市消防本部
- ・勝山市消防本部
- ・永平寺町消防本部

【山梨県】

- ・山梨県消防防災航空隊
- ・甲府地区広域行政事務組合消防本部
- ・都留市消防本部
- ・富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
- ・峡北広域行政事務組合消防本部
- ・笛吹市消防本部
- ・峡南広域行政組合消防本部
- ・東山梨行政事務組合東山梨消防本部
- ・上野原市消防本部
- ・南アルプス市消防本部

【長野県】

- ・長野県消防防災航空隊
- ・長野市消防局
- ・松本広域消防局
- ・上田地域広域連合消防本部
- ・上伊那広域消防本部
- ・佐久広域連合消防本部
- ・諏訪広域消防本部
- ・飯田広域消防本部
- ・岳南広域消防本部
- ・須坂市消防本部
- ・千曲坂城消防本部
- ・北アルプス広域消防本部
- ・木曽広域消防本部
- ・岳北消防本部

【岐阜県】

- ・岐阜県防災航空隊
- ・岐阜市消防本部
- ・各務原市消防本部
- ・羽島市消防本部
- ・羽島郡広域連合消防本部
- ・大垣消防組合消防本部

- ・不破消防組合消防本部
- ・揖斐郡消防組合消防本部
- ・養老町消防本部
- ・海津市消防本部
- ・可茂消防事務組合消防本部
- ・中濃消防組合消防本部
- ・郡上市消防本部
- ・多治見市消防本部
- ・土岐市消防本部
- ・中津川市消防本部
- ・恵那市消防本部
- ・瑞浪市消防本部
- ・高山市消防本部
- ・下呂市消防本部
- ・飛騨市消防本部

【静岡県】

- ・静岡県消防防災航空隊
- ・下田消防本部
- ・駿東伊豆消防本部
- ・熱海市消防本部
- ・富士山南東消防本部
- ・御殿場市・小山町広域行政組合消防本部
- ・富士市消防本部
- ・富士宮市消防本部
- ・静岡市消防局
- ・志太広域事務組合志太消防本部
- ・御前崎市消防本部
- ・菊川市消防本部
- ・掛川市消防本部
- ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部
- ・磐田市消防本部
- ・浜松市消防局
- ・湖西市消防本部

【愛知県】

- ・名古屋市消防局
- ・愛西市消防本部
- ・衣浦東部広域連合消防局
- ・稲沢市消防本部
- ・岡崎市消防本部
- ・瀬戸市消防本部
- ・海部東部消防組合消防本部
- ・海部南部消防組合消防本部
- ・蟹江町消防本部
- ・蒲郡市消防本部
- ・岩倉市消防本部
- ・犬山市消防本部
- ・幸田町消防本部



- ・江南市消防本部
- ・春日井市消防本部
- ・小牧市消防本部
- ・常滑市消防本部
- ・新城市消防本部
- ・西春日井広域事務組合消防本部
- ・西尾市消防本部
- ・豊橋市消防本部
- ・豊川市消防本部
- ・豊田市消防本部
- ・大府市消防本部
- ・丹羽広域事務組合消防本部
- ・知多市消防本部
- ・知多中部広域事務組合消防本部
- ・知多南部消防組合消防本部
- ・田原市消防本部
- ・東海市消防本部
- ・尾三消防本部
- ・尾張旭市消防本部
- ・一宮市消防本部
- ・津島市消防本部

【三重県】

- ・三重県防災航空隊
- ・四日市市消防本部
- ・津市消防本部
- ・松阪地区広域消防組合消防本部
- ・桑名市消防本部
- ・菰野町消防本部
- ・亀山市消防本部
- ・鈴鹿市消防本部
- ・伊賀市消防本部
- ・名張市消防本部
- ・紀勢地区広域消防組合消防本部
- ・三重紀北消防組合消防本部
- ・熊野市消防本部
- ・伊勢市消防本部
- ・鳥羽市消防本部
- ・志摩市消防本部

【滋賀県】

- ・滋賀県防災航空隊
- ・大津市消防局
- ・湖南広域消防局
- ・甲賀広域行政組合消防本部
- ・東近江行政組合消防本部
- ・彦根市消防本部
- ・湖北地域消防本部
- ・高島市消防本部

【京都府】

- ・京都市消防局
- ・綾部市消防本部
- ・宇治市消防本部
- ・乙訓消防組合消防本部
- ・京田辺市消防本部
- ・京都中部広域消防組合消防本部
- ・久御山町消防本部
- ・城陽市消防本部
- ・相楽中部消防組合消防本部
- ・福知山市消防本部
- ・八幡市消防本部
- ・精華町消防本部
- ・舞鶴市消防本部
- ・宮津与謝消防組合消防本部
- ・京丹後市消防本部

【大阪府】

- ・大阪市消防局
- ・高槻市消防本部
- ・豊中市消防局
- ・吹田市消防本部
- ・茨木市消防本部
- ・枚方寝屋川消防組合消防本部
- ・東大阪市消防局
- ・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部
- ・富田林市消防本部
- ・堺市消防局
- ・岸和田市消防本部
- ・和泉市消防本部
- ・泉州南広域消防本部
- ・箕面市消防本部
- ・守口市門真市消防組合
- ・八尾市消防本部
- ・大東四條畷消防本部
- ・交野市消防本部
- ・河内長野市消防本部
- ・松原市消防本部
- ・貝塚市消防本部
- ・忠岡町消防本部
- ・池田市消防本部
- ・泉大津市消防本部
- ・島本町消防本部
- ・摂津市消防本部

【兵庫県】

- ・兵庫県消防防災航空隊
- ・神戸市消防局
- ・西宮市消防局



- ・川西市消防本部
- ・猪名川町消防本部
- ・尼崎市消防局
- ・芦屋市消防本部
- ・三田市消防本部
- ・丹波篠山市消防本部
- ・丹波市消防本部
- ・宝塚市消防本部
- ・伊丹市消防局
- ・明石市消防局
- ・北はりま消防本部
- ・加古川市消防本部
- ・淡路広域消防事務組合消防本部
- ・小野市消防本部
- ・高砂市消防本部
- ・三木市消防本部
- ・姫路市消防局
- ・赤穂市消防本部
- ・西はりま消防本部
- ・豊岡市消防本部
- ・南但消防本部
- ・美方広域消防本部

【奈良県】

- ・奈良県防災航空隊
- ・奈良県広域消防組合消防本部
- ・奈良市消防局
- ・生駒市消防本部

【和歌山県】

- ・和歌山県防災航空隊
- ・和歌山市消防局
- ・海南市消防本部
- ・紀美野町消防本部
- ・那賀消防組合消防本部
- ・伊都消防組合消防本部
- ・橋本市消防本部
- ・高野町消防本部
- ・御坊市消防本部
- ・有田川町消防本部
- ・湯浅広川消防組合消防本部
- ・日高広域消防事務組合消防本部
- ・有田市消防本部
- ・田辺市消防本部
- ・白浜町消防本部
- ・串本町消防本部
- ・那智勝浦町消防本部
- ・新宮市消防本部

【鳥取県】

- ・鳥取県消防防災航空隊
- ・鳥取県東部広域行政管理組合消防局
- ・鳥取中部ふるさと広域連合消防局
- ・鳥取県西部広域行政管理組合消防局

(3) 消防庁長官感謝状（1 機関）

- ・国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構

4. おわりに

消防庁では、今後、発生が懸念される首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に際し、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の更なる充実・強化に努めてまいります。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL：03-5253-7569（直通）

指揮隊運用図上訓練を実施

埼玉県南西部消防局

埼玉県南西部消防局では、令和6年2月26日（月）から28日（水）までの3日間、「指揮隊運用図上訓練」を実施しました。

この訓練は指揮隊の任務及び各隊員の役割分担を再確認し、指揮隊として必要な知識及び技能の向上を図ることを目的に実施したものです。

訓練では、管轄内の専用住宅で火災が発生したとの想定で行い、現場の状況がイメージできる画像や状況付与を基に、出場から鎮火に至るまでの指揮隊活動を確認しました。

今後も災害対応能力の向上に努めてまいります。



令和5年度予防技術資格者認定証交付式を挙行

小山市消防本部

小山市消防本部では、2月5日（月）、新たに予防技術資格者として認定する職員に対して認定証の交付式を実施し、金色（3区分）又は銀色（2区分）の資格者章を貸与しました。

なお、今回新たに認定した職員を含め、職員総数の74%にあたる165名が認定（内訳：3区分33名、2区分27名）となりました。

これを受け諏訪消防長からは「引き続き知識習得に励み、予防業務に邁進してほしい。」と訓示がありました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

意見発表会の内容を実現させた火災予防広報を展開

松本広域消防局

松本広域消防局では、令和6年4月15日（月）に管内の金融機関で高齢者を対象とした火災予防広報を実施しました。この取組は、当消防局の若手職員が昨年度開催された長野県消防職員意見発表会で提案した内容を実現したもので、年金支給日に併せて「火災から命を守るチェックカード」を手渡しました。

当消防局では、若手職員のアイディアや意見を施策に反映することで人材育成につなげるとともに、火災予防広報を更にシンカ（進化・新化・深化）させる取組を続けていきます。



オリジナル壁掛けカレンダーを作製しました！

尼崎市消防局

尼崎市西消防署では、尼崎市防火協会西支部の協力のもと、消防を身近に感じてもらうことを目的としたオリジナル壁掛けカレンダーを作製しました。

子供達に将来、消防士になりたい！と思ってもらえるよう訓練風景など消防隊員の躍動する姿を撮影しており、消防という仕事の魅力が込められたカレンダーとなっています。また、西支部事業所等による自衛消防隊消防操法大会の様子を掲載し、西消防署と西支部が一体となった火災予防も啓発しています。

西支部事業所並びに西消防署管内の小中学校、幼稚園、保育所及び地域の生涯学習施設へ配布し、カレンダーを通して子供達に消防の魅力を発信しています。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



新任消防長・学校長科における教育訓練

消防大学校では、消防吏員として消防業務に従事した経験のない新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させることを目的に「新任消防長・学校長科」を設置しています。令和6年度の「新任消防長・学校長科（第34期）」では、5月14日（火）～5月24日（金）の11日間に及ぶ全寮制での集合研修を受け、32名が無事卒業しました。

研修では、原消防庁長官による講話を始め、消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義、各人が抱える課題等についての討議、及び消防人として必須である消防訓練礼式等を受講し、消防組織のトップとしての職責を認識するとともに、消防職の心構えについて積極的に学びました。

また、実科では実火災体験型訓練（ホットトレーニング）の見学や、防火衣及び空気呼吸器の装着体験を行い、消防職員の過酷な環境での現場活動の実態を理解しました。大規模地震時における常備消防と消防団との連携を想定した指揮シミュレーション訓練では、指揮者の状況判断の難しさや、各機関との連携の重要性について理解を深めました。

さらに、危機管理広報では、組織内で不祥事が起きた際の報道対応の実習を行い、危機事案発生時の適切な広報技術の向上を図ることができました。

研修を終えた学生からは、「消防に関する最新の知識を習得することができ、消防学校長として自分のやるべき方向性が見えた。」「人口減少が進む中、地域消防力を維持強化していくためのヒントが見えたように感じた。消防職員を維持していくためにも、ハラスメント対策、女性活躍の推進など参考になった。」「同じ境遇で、同年代ということもあり、話題に事欠かず、学生間でのネットワークができたことで、今後の業務運営の武器が一つ自身に備わったと感じた。」など、教育科目全般及び学生相互の交流を含め、有益であったと評価する意見が多数寄せられました。

今後は、一般行政職員の幹部としての経験や知識に加え、「新任消防長・学校長科」で習得した知識等をいかして、各組織のトップとして住民の安全・安心に貢献し、大いに活躍されることを期待いたします。



訓練礼式



実火災体験型訓練の見学



指揮シミュレーション訓練



消防大学校だより



令和6年度 消防大学校 客員教授について

消防大学校では、客員教授制度により、消防に関し特に優れた知識及び経験を有し消防大学校における教育等に対して顕著な協力をいただける方に対し、客員教授の称号を授与しています。

この度、令和6年度の客員教授名簿を作成しましたので、教育訓練等の講師選定の参考として紹介します。

※ 客員教授の連絡先については、消防大学校担当者までお問い合わせください。

※ 客員教授への講師依頼等の事務については、依頼元（各地域の消防学校等）が直接行い、これに係る費用は、依頼元において御負担ください。

令和6年度 客員教授名簿

(敬称略)

専門分野	氏 名	所属・職名
(1) 教育技法	山崎 洋史	仙台白百合女子大学教授
(2) 組織管理	新井 雄治	元東京消防庁消防総監
(3) 防災務法規	秋山 恵	元東京消防庁理事兼総務部長
(4) 予防法令運用	荒井 伸幸	元東京消防庁理事兼総務部長
(5) 地域防災	瀧本 浩一	山口大学大学院創成科学研究科准教授
(6) 惨事ストレス対策	松井 豊	筑波大学名誉教授
(7) 危機管理	鈴木 洋	元横浜市消防局長
(8) 危機管理	石井 隆一	元消防庁長官

問合せ先

消防大学校教務部
TEL：0422-46-1712



最近の報道発表（令和6年5月21日～令和6年6月20日）

<救急企画室>

6.6.7	「令和6年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催	近年の救急自動車による救急出動件数を見ると、高齢化の進展等を背景として救急需要は増加しており、令和5年中においては、約764万件（速報値）と前年比で増加するとともに、集計開始以来、最多となり、個々の救急活動における負担は増大している現状がうかがえます。今後も、高齢化の進展、気候変動、感染症の流行等を背景として、救急需要は増加するとともに、国民の救急業務に求めるニーズは多様化することが見込まれます。このような状況の中で、救急業務を取り巻く諸課題への対応策を十分に検討し、救急業務を安定的かつ持続的に提供しながら、救命率の向上を図るために必要となる取組を実施することが求められています。今年度の検討会では、救急業務の円滑な実施と質の向上や、救急車の適時・適切な利用（適正利用）を推進するために「マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開に係る検討」及び「増加する救急需要への対策に関する検討」を行います。
6.6.10	マイナ救急実証事業の今後のスケジュール	消防庁では、救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化・円滑化を図る取組（マイナ救急）の全国展開を進めています。令和6年5月23日から、全国の67消防本部、合計660隊の救急隊における実証事業を順次開始しておりますが、今後のスケジュールが決まりましたので、お知らせします。
6.6.12	全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防広報の実施	本日6月12日(水)より、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発をテーマとするポスターを、消防庁ホームページにて公開するとともに、全国の消防本部へこのポスターを配布し、熱中症予防啓発の強化に取り組むよう呼びかけます。

<予防課>

6.5.23	第8回予防業務優良事例表彰の受賞団体の決定	消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的とする「予防業務優良事例表彰」を平成28年度に創設しました。この度、令和5年1月1日から12月31日までの間に各消防本部で力を入れた取組として応募があったものについて、予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：小林恭一東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授）において審査を行った結果、「第8回予防業務優良事例表彰」の受賞団体を決定いたしました。受賞団体の決定に伴い、5月30日（木）に表彰式を開催します。
6.6.18	「令和6年度 予防行政のあり方に関する検討会」の開催	「令和6年度 予防行政のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
6.6.19	「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」の開催	近年普及が進んでいる可搬式サウナ等について、その特性に応じた安全基準となるよう「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

<危険物保安室>

6.5.24	「令和6年度危険物安全週間」の実施及び消防庁長官賞の表彰	令和6年6月2日（日）から6月8日（土）まで「令和6年度危険物安全週間」を実施し、消防庁長官賞の表彰を行います。
6.5.27	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和6年5月28日（火）から令和6年6月26日（水）までの間、意見を公募します。
6.5.27	「令和5年中の危険物に係る事故の概要」の公表	令和5年中（1月～12月）の危険物施設に係る事故の発生状況について、とりまとめましたので、その概要を公表します。
6.5.31	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和6年3月28日から令和6年4月26日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、1件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。
6.6.3	「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」の開催	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、消防庁では、水素等のGX新技術に関連する危険物規制について、安全の確保を前提にした合理的な技術基準等のあり方を検討することを目的に「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」を開催することとしました。
6.6.17	「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の開催	屋外貯蔵タンクの点検作業のスマート化に資するため、「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。本検討会は、タンク底部の溶接部検査に新技術（渦電流探傷試験）を活用することについて調査検討を行います。

<特殊災害室>

6.5.27	「令和5年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表	消防庁では、毎年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の概要を取りまとめています。今般、令和5年中の事故概要を取りまとめたので公表します。
6.6.20	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募	消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）について、令和6年6月21日（金）から令和6年7月22日（月）までの間、意見を公募します。

<防災課>

6.6.3	市区長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	災害時には、短期間のうちに膨大な業務に対応・処理することが求められ、市区長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。そのため、市区長の危機管理意識の一層の向上を図り、市区の災害対応力の向上等につながるよう、全国の市区長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。
6.6.13	令和6年6月20日に緊急地震速報の訓練を実施します	緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日頃からの訓練が重要です。6月20日に、国の機関、都道府県、市区町村が連携し、下記のとおり全国的な緊急地震速報の訓練を実施します。

<地域防災室>

6.5.24	令和6年能登半島地震に係る防災功労者消防庁長官表彰の受賞団体の決定	令和6年能登半島地震に係る防災功労者消防庁長官表彰の受賞団体を次のとおり決定しましたので、お知らせします。なお、表彰式は令和6年5月31日（金）に開催します。
--------	-----------------------------------	---



最近の通知（令和6年5月21日～令和6年6月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第155号	令和6年5月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	令和5年中の都道府県別の危険物に係る事故の発生状況等について（通知）
消防国第58号 消防連第46号	令和6年5月27日	各都道府県国民保護担当部局長	消防庁国民保護・防災部 国民保護室長 国民保護運用室長	弾道ミサイル発射に係る情報伝達について
中防消第5号	令和6年5月28日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 岸田文雄	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
消防予第266号 消防危第162号	令和6年5月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	豪雨等災害の事前及び発生時における防火安全上の留意事項について
消防危第151号	令和6年5月31日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について
消防危第170号	令和6年5月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う危険物の流出を防止する措置の運用について
事務連絡	令和6年6月10日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	蛍光灯交換に関する安全啓発リーフレットの送付について
事務連絡	令和6年6月10日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	文化財の防火対策等に係る文化財部局との連携について

広報テーマ

7 月		8 月	
① 火遊び・花火による火災の防止 ② 石油コンビナート災害の防止 ③ 台風に対する備え ④ 全国防災・危機管理トップセミナー ⑤ 住民自らによる災害への備え	予防課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室	① 電気機器等の安全な取扱い ② 危険物施設等における事故防止 ③ 火山災害に対する備え ④ 防災訓練への参加の呼び掛け	予防課 危険物保安室 防災課 防災課



火遊び・花火による火災の防止

～ルールを守って楽しい花火～

予防課

1. 火遊びによる火災を防止しましょう

令和5年中※の火遊びによる火災は363件発生しています。

子供だけで火遊びをする時に発生することが多く、火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因になります。火遊びによる火災のうち、「ライター」によるものが195件（53.7%）で最も多く、次いで「マッチ」によるものが83件（22.9%）、「火のついた紙」によるものが13件（3.6%）となっていて、これらが全体の件数の約8割を占めています。

火遊びによる火災を未然に防ぐためにも、大人が子供たちに対して正しい火の取扱い方や火災の恐ろしさを教える必要があります。

火を使う前は、子供たちと火の取扱い・火災の恐ろしさについて話し合うようにしましょう。

子供の火遊びによる火災防止のポイント

- 1 子供だけを残して外出しない
- 2 ライターやマッチを子供の手の届くところに置かない
- 3 子供だけで火を取り扱わせない
- 4 火遊びをしているところを見かけたら注意する
- 5 火災の恐ろしさ・火の取扱いについて教育する

2. 花火は安全に楽しく遊びましょう

夏の風物詩と言えば、「花火」。子供たちにとっても楽しい季節となりました。夕暮れ時になると、色とりどりの花火が私たちを楽しませてくれます。

しかし、遊び方を誤ると、気軽に楽しめる花火も、火災や火傷などの事故につながりかねません。

全国で、花火による火遊びが原因の火災は令和4年中に13件、令和5年中※に6件発生しています。火災や火傷などの事故が起こらないよう遊び方には十分注意し、楽しい夏の思い出にしましょう。

花火を安全に遊ぶポイント

- 1 風の強いときは花火をしない
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- 3 子供だけでなく大人と一緒に遊ぶ
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- 5 水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける

※ 令和5年中の数値は、全て速報値です。

問合せ先

消防庁予防課
TEL：03-5253-7523

SFマーク付きおもちゃ花火を使用しましょう

（公社）日本煙火協会の検査所では、火薬類取締法に適合しているか否かを見る「基準検査」、また、花火の構造、燃焼現象、使用方法に係わる表示を確認し、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」を実施しています。これらの検査に合格したおもちゃ花火には、SFマークが付されています。



SFマーク（Safety Fireworks）

※ 国内で流通する国産・輸入品のおもちゃ花火には上記マークがあります。



【がん具煙火の安全広報用ポスター】



台風に対する備え

防災課

台風による被害

日本には毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、土砂災害や河川の氾濫などにより、大きな被害が発生しています。

〔大雨による被害〕

台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近に前線が停滞している場合、暖かく湿った空気が流れ込み大雨となることがあります。このため、がけ崩れや土石流、地すべり、河川の氾濫が発生し、私たちの生命が脅かされることがあります。



令和元年東日本台風（台風第19号）では、関東地方や東北地方の太平洋側を中心に、土砂災害や河川の氾濫などにより、100名を超える死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害が生じました。



令和元年東日本台風による浸水被害 宮城県丸森町
(山形県消防防災航空隊提供)

〔暴風による被害〕

台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15～20m/sの風であっても、歩行者が転倒したりすることがあります。さらに風が強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊したりするようになり、平均風速40m/sを超えると住家が倒壊することもあります。



令和元年房総半島台風（台風第15号）では、千葉市で最大瞬間風速57.5m/sを観測するなど各地で暴風となり、関東地方を中心に住宅約74,000戸が損壊するといった被害が発生しました。

また、倒木や飛来物により、多くの電柱が倒れるといった被害が発生し、大規模な停電が発生しました。

台風の周辺では、竜巻が発生することもあり、家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより被害をもたらすことがあります。

〔高潮・高波による被害〕

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き寄せて、大きな高潮・高波災害が発生することがあります。平成30年台風第21号では、大阪湾を中心に過去最高潮位を超える値を観測するなど顕著な高潮になり、関西国際空港の滑走路が浸水するなど大きな被害が発生しました。



台風への対応

(1) 事前の備え

台風に備えて、次のような準備を十分にしておきましょう。

- ・窓はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定し、格納できるものは家の中へ格納する。
- ・避難生活や停電に備え、食料、簡易トイレ、マスク、懐中電灯、ラジオなどを入れた非常用持ち出し袋を用意する。

そして、一人ひとりが、どのような避難行動をとれば良いか、あらかじめ理解しておくことが大切です。日頃からハザードマップを確認するとともに、災害に関する情報をテレビ、インターネット、メールなど、どの手段から入手し、自らがどのような避難行動をとればよいかなど、災害時にとるべき行動を確認しておきましょう。

(2) 迅速な避難

住民がとるべき行動や避難情報は5段階の警戒レベルに区分して提供されています。市町村から警戒レベル4の避難指示や警戒レベル3の高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとる必要があります。強い降雨や暴風を伴う台風が接近・通過することが予想される場合には、気象庁などから出される洪水や土砂災害に関する防災気象情報を参考としながら、避難指示などが発令されていなくても自ら避難の判断をすることが非常に重要となります。

消防庁では、市町村長の災害対応の経験をもとに「市町村長による危機管理の要諦」(注1)を作成しているほか、



「防災・危機管理e-カレッジ」(注2)では、「防災気象情報・避難情報等に基づく避難行動(風水害)」などの動画を掲載しています。台風に備え、ぜひご確認ください。

(注1) 市町村長による危機管理の要諦

市町村長による危機管理の要諦 一初動対応を中心として一

避難指示等の的確な発令から抜粋

(1) 避難指示等の意義と重要性

災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。
避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。

(2) 「見逃し」よりも「空振り」を

特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については事前から早めの避難準備行動を促す。

～町民を守るためには、プラス1のリスク対応を判断する必要がある～

町長として町民の生命を守るためには、気象庁の想定にプラス1のリスク対応を判断する必要があると考えている。町職員は規定に沿って仕事をし、その規定を越えた対応を、職員に指示できるのは首長だけだ。今回の場合は、大きな浸水被害がなかったため、空振りという人がいるかもしれないが、私は気にしない。東日本大震災を体験した人として、大きな被害が起きた時の苦しさを思い、大変さを知っているから。

(地震災害に対応した〇〇町長の言葉)

(掲載元: <https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/index3.html>)

(注2) 防災・危機管理e-カレッジ

防災・危機管理 e-カレッジ

E-COLLEGE

「防災・危機管理e-カレッジ」は、インターネット上で、いつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習ができるサイトです。

サイトへは
こちら

こども向け

「こども向け」のタブを選択し、動画をお探してください。

こども向け

クイズで防災を学ぼう！(台風編)

クイズで防災を学ぼう!!

～ 動画について学ぼう! ～

クイズで防災を学ぼう!!

～ 動画について学ぼう! ～

低学年の方へ

高学年の方へ

一般の方向け

「一般の方向け」のタブを選択し、動画をお探してください。

一般の方向け

「防災気象情報・避難情報等に基づく避難行動(風水害)」

台風などの風水害から身を守るために防災気象情報や避難情報について学びましょう。

5

 緊急安全確保

4

 避難指示

3

 高齢者等避難

2

 大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)

1

 早期避難要請(気象庁)

避難情報

(掲載元: <https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/index3.html>)

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



住民自らによる災害の備え

地域防災室

近年、気候変動の影響等により、既存の想定を上回る災害が多く発生しており、いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性に加えて、集中豪雨や雪害といった過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが課題となっています。

そこで、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成された組織が自主防災組織です。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機にその重要性が見直され、各地で組織の結成・育成が積極的に取り組まれています（令和5年4月1日現在、16万6,923団体）。自主防災組織は、平常時には防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、災害危険箇所の点検、資器材の購入・点検等を行うとともに、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視等を行います。

連携による活動の活性化

地域の安心安全を守るために活動している自主防災組織が、地域の垣根を越えて互いに連携し、また、消防団、学校、企業など地域の様々な防災活動団体と連携し、お互いの得意分野を活かして補完し合うことで、地域の防災力をより高めることができますようになります（図）。

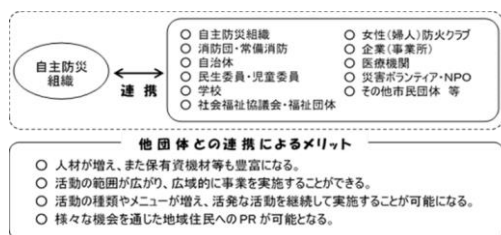


図 様々な地域活動団体との連携とそのメリット

ここでは、「第28回防災まちづくり大賞」において、総務大臣賞を受賞された福岡県北九州市の若松区東28区市民防災会の取組を紹介します。

取組の背景

若松区東28区市民防災会は、北九州市若松区畠田一丁目および二丁目に位置する約300世帯、約800人の小さな住宅地です。平成25年に地域の大半が土砂災害警戒区域に指定されたものの、当時の住民の防災意識は低く、小学校区で行われた防災訓練にはわずか4名しか参加しませんでした。この状況に危機感を覚えた住民6名による畠田防災実行委員会が立ち上がり、全住民が主体的に防災に取り組むことを目指し活動を始めました。実行委員会が活動を企画し市民防災会に提案することで、自治会

組織を土台に全世帯が積極的に参加する活動に発展しています。

取組内容

「畠田緊急ネットワーク」という災害時の連絡体制を整備し、毎年、事前研修、防災訓練、訓練シートでの意識把握、事後研修を行っています。このネットワークは、組（10世帯～40世帯）を数世帯の近隣住民のグループに分け、早期避難が必要な高齢者や障がい者に確実に情報がいきわたることを目的に、効率的な連絡網と互いに助け合える関係を作り出しています。また、組単位で全世帯が話し合いネットワークを更新しており、毎月全世帯配布の町内広報紙とLINEで活動の呼び掛けと実績報告をしています。

取組の成果

毎年の防災訓練には200～250人が参加し、グループ単位で助け合って連絡・行動することが定着しつつあり、非常持ち出し品の準備・点検、循環備蓄などを問う訓練シートには90～95%の世帯が取り組んでいます。

出水期や台風の襲来で毎年数回「避難準備」が発令されますが、その都度、緊急ネットワークで住民同士が連絡を取り合い、高齢者世帯等では家族宅やホテル、市民センターに早めに避難することが常識化しています。



避難訓練の土のうづくり

このように、普段から、地域における人的ネットワーク（つながり、結びつき）を広げ、地域コミュニティの強化を図ることが、いざという時に大きな力となります。

防災まちづくり大賞受賞団体の取組については、「防災まちづくり大賞受賞事例集」にまとめています。また、自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。それぞれ、下記のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

●第28回防災まちづくり大賞受賞事例集（令和5年度）
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_09_jirei28th.pdf

●自主防災組織の手引（令和5年3月改訂）
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_R5_3.pdf

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室住民防災係
TEL：03-5253-7561

どんな感情も、あなたの宝物になる——
ディズニー&ピクサー映画最新作!

Disney・PIXAR
インサイドヘッド2



誰にでも
〈感情の嵐〉は訪れる。

8月1日(木)
劇場公開

あつ ひ ざ きせつ なつちゅうしょうよぼう
暑さと日差しがシンパイな季節。みんなで熱中症予防を!



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

しょうぼうちゅうねつちゅうしょうしょうぼう
消防庁熱中症情報

けん かく
検索

